



THE LICENSING EXECUTIVES SOCIETY JAPAN

2017年3月17日

会員各位

日本ライセンス協会 関西研修委員会
〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4
大阪科学技術センター内
TEL. 06-6443-5320 FAX. 06-6443-5319

第409回 関西月例研究会

「米国における特許権保護の現状」

— **特許権の制限とパテント・トロールへの影響** —

開催日：2017年4月25日（火）14:00-17:00
場所：大阪科学技術センター 7階 700号室

講師：一色 太郎 氏

（一色外国法事務弁護士事務所 代表

外国法事務弁護士 カリフォルニア州・コロンビア特別区法）

拝啓 会員の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会の活動にご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2017年4月度の月例研究会では、一色 太郎 氏（米国弁護士）を講師としてお招きし、「米国における特許権保護の現状～特許権の制限とパテント・トロールへの影響～」と題して、以下の内容でご講演頂きます。

米国では、2000年頃になるとパテント・トロールの台頭が顕著となり、特許制度および訴訟制度の課題が浮き彫りとなった。これを受け、米国政府および裁判所は、2005年を境にそれまでのプロパテント方針を転換し、課題対策に乗り出した。以降、トロール対策の名のもとに数々の対策が講じられたが、財産権である特許権をトロールが権利者である場合に限りて制限することは困難であるため、結果的に米国特許権そのものも大きく制限されてきた。

本講演では、過去十年間の米国特許権をめぐる変化を七つに整理し、特許権保護が制限されてゆく過程を追うとともに、一連の変化がトロール・ビジネスや特許権取引に与える影響等について解説する。

ここ最近、強い特許権がイノベーションの促進に欠かせないとして、さらなる特許権制限に反対する声が高まっている。2016年6月には、故意侵害の認定基準を緩和し、特許権を強化する最高裁判決が出されるなど、約十年間にわたって特許権を制限する方向に振れていた振り子の揺り戻しが始まりつつあるようにも見受けられる。本講演では、これらを含む特許権保護をめぐる近況についても報告する。

一色先生は、モリソン・フォスター事務所のパートナー弁護士として知財訴訟を始めとする商事紛争分野にてご活躍された後、2011年に紛争解決および知財案件を専門に扱う一色外国法事務弁護士事務所を設立されました。これまでも特許、トレードシークレット、契約等に関し多くの米国訴訟で代理人を務められており、米国知財制度について豊富な知識と経験をお持ちです。

本講演は企業の知財担当者のみでなく、広く知財、ライセンス等に関する専門家にとっても、示唆に富む有用な情報が得られる機会と思われれます。会員の皆様の多数のご参加をお待ちしております。

また月例研究会の終了後に講師を囲んで簡単な懇談会を開催いたします。是非、ご都合を付けて懇談会までの出席をお願いいたします。

敬具

*尚、本研究会は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として選択科目：2.5単位が認められる予定ですので、受講の際に受付にてその旨お申し出下さい。

*本案内文の作成にあたっては、関東研修委員会羽田幸人氏(㈱日立国際電気 知的財産権本部)の同意を得て、2017年1月に開催された関東月例研究会の案内文を一部転用させていただきました。

講師略歴

1995年コーネル大学卒業 (B.A.)、1998年ジョージ・ワシントン大学ロースクール修了 (J.D.)。カリフォルニア州およびコロンビア特別区にて弁護士登録。日本国内では外国法事務弁護士として業務を行っている。

1. [研究会]

と き：2017年4月25日 (火) 14:00-17:00

と ころ：大阪科学技術センター 7階 700号室

講 師：一色 太郎 氏 (一色外国法事務弁護士事務所 代表 外国法事務弁護士
カリフォルニア州・コロンビア特別区法)

司 会：関西研修委員 藤田 知美

参加費：正会員5,000円 (同一組織のメンバーを含む)、継続会員2,000円
一般10,000円

2. [懇談会]

と き：2017年4月25日 (火) 17:00-18:00

と ころ：大阪科学技術センター周辺

参加費：1,500円

3. [参加申し込み]

*申込期限：2017年4月18日 (火)

*LESJ ウェブサイト [【http://www.lesj.org/contents/japanese/02_lgetsu.html】](http://www.lesj.org/contents/japanese/02_lgetsu.html)

または、下記 FAX 用紙にて、関西本部事務局宛お申込み下さい。



本研究会は、WIPO (世界知的所有権機構) の World IP day (毎年4月26日) に因んで、LES International が世界各国で行う、“Around the World with LES” の日本イベントとして行います。

【次回のご案内】

日 時：2017年5月30日 (火)

テーマ：「今さら聞けない知的財産関連契約の要点と落とし穴」(仮題)

講 師：飯島 歩氏 (弁護士法人イノベンティア 代表社員 弁護士・弁理士・NY州弁護士)

司 会：関西研修委員 浅野 滋啓 (武田薬品工業株式会社)

日本ライセンス協会関西本部 担当：吉岡 奈美 行
 FAX：06-6443-5319

第409回関西月例研究会（4月25日）に参加申し込みます。

○参加, ×不参加		参加者氏名	団体名／所属・役職 TEL・FAX／E-mail (注1)	継続会員は ○印を記入 (注2)	申込みのきっかけ ○印をご記入 ください
研究会	懇談会				
			<input type="checkbox"/> 弁理士		メール／HP ／近経局メルマガ ／パテントサロン
			<input type="checkbox"/> 弁理士		メール／HP ／近経局メルマガ ／パテントサロン
			<input type="checkbox"/> 弁理士		メール／HP ／近経局メルマガ ／パテントサロン

(注1) 会員名簿に記載の所属団体名・役職・住所等に変更のない方は氏名のみで結構です。

(注2) 継続会員（5年以上正会員であった者が、満55歳を超えており、組織を離れ個人で会員を継続しようとする場合に理事会の決定により認められるもの）とは、LESJの審議により特別の年会費（2万円）が適用されている正会員であります。

（詳細は会員名簿の規則または[ホームページ](#)をご参照）

☆会場への案内図 (<http://www.ostec.or.jp/data/access.html>)